

大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る  
相互連携・協力に関する協定書

彦 根 市

関西電力送配電株式会社 滋賀支社

彦根市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社滋賀支社（以下「乙」という。）は、大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（※）大規模災害時とは、彦根市・関西電力送配電㈱双方に「災害対策本部」（ないしはこれに準ずる体制）以上が設置される場合とする。

（目的）

第1条 本協定は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、大規模災害時において甲が管理する道路の啓開を行う際に乙の電気設備が支障となる場合、甲および乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

2 本協定は甲乙双方の災害対策本部設置の連絡を協定先へ実施して以降、いずれかの対策本部閉鎖まで適用するものとする。

ただし、復旧作業継続中は協定範囲内として対応する。

（甲が管理する道路における応急措置の連携）

第3条 甲および乙は、孤立集落の解消に資する道路および重要な電気設備復旧に資する等の優先的に通行を確保すべき道路の応急措置を優先して行うものとする。

2 甲は、乙の現場着手等が遅れ、乙の電気設備が道路の通行に支障を来すと判断したときは、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる乙の電気設備等の除去を実施することができる。

3 甲は前項の乙の電気設備等の除去に先立ち、【様式1】により乙に対し技術員の派遣を要請し、乙は可能な範囲で速やかに当該技術員を派遣し電氣的安全措施を実施するものとする。

4 前項の電氣的安全措施の完了後、甲および乙で確認書【様式2】をもとに安全確認を行うとともに、乙の電気設備等の除去に当たっては乙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

5 乙が電気設備等の復旧を行う場合、甲が管理する道路において障害物の除去が必要となったときは、【様式3】により甲に対し障害物除去を要請し、甲は障害物の除去を実施するものとする。その際、甲からの依頼があれば、乙は可能な範囲で協力する。

6 第3項および第5項の場合において、緊急を要するときは、相手方に対する要請を口頭または電話等で行うことができる。ただし、除去の実施後、遅滞なく本協定に定める要請手続きを行うものとする。

(甲が管理する道路以外における連携)

第4条 作業区間が国道、県道等の甲が管理する道路以外に及ぶときで、「滋賀県地域防災計画」に位置付けられている「災害時ライフライン関係機関調整所」が設置されている場合には、甲および乙は、関係機関と被害情報などの共有化を図るとともに、応急復旧などの調整を行うものとする。

(費用負担)

第5条 第3条に基づき実施した除去に要した費用のうち、本来甲または乙が行うべき障害物除去に係る費用は、甲乙協議の上、相手方に請求できるものとする。

(損失補償)

第6条 甲および乙は、その責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、甲乙協議の上、それぞれの責任において処理解決に当たるものとする。

2 本協定に基づく道路啓開の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について、明らかに実施者の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

(通信手段の確保)

第7条 甲および乙は、災害時の各種通信手段の途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。なお、甲乙で連絡可能なことを1年に1回程度確認する。

(秘密保持)

第8条 甲乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報および第三者の個人情報を他人に開示し、または漏えいしてはならない。

(安全管理)

第9条 この協定の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(期 間)

第10条 この協定は、令和5年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲または乙から書面による終了の申し出がないときには、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項、または本協定に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 9月 13日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号  
彦根市  
彦根市長 和田 裕行

乙 滋賀県大津市におの浜4丁目1番51号  
関西電力送配電株式会社  
滋賀支社長 松田 善和

【様式1】

年 月 日

関西電力送配電株式会社

滋賀支社長様

彦根市長

(公印省略)

大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る  
相互連携・協力に関する協定書第3条に基づく協力依頼について

標記については、大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る協定書第3条に基づき、市民生活の早期安定を確保するため、下記のとおり依頼します。

記

- 1 作業依頼日時： 年 月 日 △△時～
- 2 作業依頼場所： 滋賀県彦根市◆◆地先（または別紙一覧）
- 3 作業依頼内容： 市が管理する道路における貴社電気設備の除去代行に当たり  
貴社の技術員の派遣および電氣的安全措置の実施
- 4 その他連絡事項： 費用負担については別途協議
- 5 連絡先： 彦根市〇〇部〇〇課△△ TEL：

以上

【添付資料】

- ・箇所一覧（対象箇所が複数ある場合）
- ・位置図（可能であれば電柱番号等）
- ・写真

## 道路啓開における現地確認書

道路啓開場所	滋賀県彦根市 ▼▼地先 付近地の目印、停電区間：電柱番号等（〇〇号～〇〇号間 ） ※電柱倒壊等により、電柱番号が確認できない場合は、乙立会人にて電柱へ明示する調査 完了テープ（黄色テープ）の表示に置き換えるものとする。	
処置内容	甲：甲が管理する道路の啓開作業 乙：停電等の電氣的な安全措置	
道路管理者（甲） 連絡先	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (彦根市の道路部局を確認要) 担当◆◆◆ TEL:	現場対応業者 (株)@@@ 担当%% TEL:
送配電会社（乙） 連絡先	関西電力送配電滋賀支社 担当 TEL:	現場対応業者 (株)□□ 技術員▲▲ TEL:
その他連絡事項	・甲が実施する電気設備等の除去は、乙立会のもと安全確認ができた停電区間内とする。	
双方確認	上記停電区間、処置内容について確認済み チェック：□	

停電等保安措置	完了日時	確認者
障害物除去	完了日時	確認者

※連絡先等が決まり次第、情報を記入しメール等で送信・電話連絡すること。

現場にて確認書を写真撮影するなど、双方で保管できるようにすること。

※現場対応業者欄に記載の技術員は、協定書第3条第3及び4項に規定する技術員とする。

### 【留意事項】

・【様式2】を所持していない場合、以下の項目を書面に記載し現場責任者の署名を持って【様式2】に代えることができる。なお、現場責任者は彦根市および関西電力送配電(株)が指定する請負業者でも可とする。

### 記

- ・依頼場所
- ・道路管理者の所属および担当者名、現場対応業者名、現場責任者
- ・関西電力送配電(株)の所属および担当者名、現場対応業者名、現場責任者
- ・電氣的な安全措置を完了した旨、完了日時、確認者（署名）

以上

【様式3】

年 月 日

様

長  
(公印省略)

大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る  
相互連携・協力に関する協定書第3条に基づく協力依頼について

標記については、大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る協定書第3条に基づき、市民生活の早期安定を確保するため、下記のとおり依頼します。

記

- 1 作業依頼日時： 年 月 日 △△時～
- 2 作業依頼場所： 滋賀県 彦根市◆◆地先
- 3 作業依頼内容：
- 4 その他連絡事項： 費用負担については別途協議
- 5 本件窓口：  
TEL：

以上

【添付資料】

- ・位置図
- ・写真
- ・支障物の概要等（施工延長等）